

新型コロナウイルスに関する鳥取県・島根県からのお願い

# 山陰両県への移動自粛のお願い

**都道府県をまたいで人が移動することは、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、**厳に控えて**いただきますようお願いいたします。**

やむを得ず両県におこしの場合に、風邪症状や発熱、味覚・嗅覚に違和感が出たら、以下の関係各機関へご相談ください。



## 島根県

<b>「帰国者・接触者相談センター」</b> ＜受付時間:8時30分～21時00分(土日・祝日含む)＞ なお、緊急の場合はこの限りではありません。	
松江市・島根県共同設置 松江保健所	0852-33-7673
雲南保健所	0854-47-7778
出雲保健所	0853-24-7028
県央保健所	0854-84-9812
浜田保健所	0855-29-5970
益田保健所	0856-31-9512
隠岐保健所	08512-2-9600
県庁健康推進課	FAX:0852-22-6328 ※ 聴覚等に障がいのある方は FAXをご利用いただけます。



## 鳥取県

<b>「発熱・帰国者・接触者相談センター」</b> ＜24時間対応(土日・祝日含む)＞	
鳥取市保健所	0857-22-5625 (平日8:30～17:15) 0857-22-8111 (上記の時間以外) FAX:0857-22-5669
倉吉保健所	0858-23-3135 0858-23-3136 FAX:0858-23-4803
米子保健所	0859-31-0029 FAX:0858-34-1392